

## 令和7年度 【事業者向け】糸島市商工会プレミアム付【紙商品券】事業 加盟店舗募集要領

### 1 発行の目的

物価高騰や原油価格上昇の影響を受ける事業者を支援し、併せて地域全体の経済的な持続可能性を向上させることを目的とし、事業者向けプレミアム付【紙商品券】を販売します。

### 2 商品券について

- (1) 名称 事業者向け糸島市商工会プレミアム付【紙商品券】(以下「商品券」という)
- (2) 発行者 糸島市商工会
- (3) 発行額 1億3,000万円(プレミアム分3,000万円含む)
- (4) 発行部数 1万冊
- (5) 販売価格 1冊10,000円(1,000円券×13枚=13,000円分)  
※プレミアム分は30%(1冊3,000円分)  
※全加盟店舗共通券\*1(5枚)、中小加盟店舗専用券\*2(8枚)のセットで販売。  
(中小加盟店舗専用券は売り場等の面積\*3が500㎡以下の店舗でのみ使用できます。)
- (6) 購入限度冊数 1事業者あたり最大20冊まで(1次販売時)  
※応募者多数の場合、1事業者あたりの購入上限額を引き下げます。
- (7) 購入期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月6日(日)まで  
※5月1日より購入申込を開始予定。
- (8) 購入方法 現金のみ
- (9) 使用期間 購入の日から～令和7年12月31日(水)まで
- (10) 販売対象者 糸島市内に事業所を有する法人または個人事業主
- (11) 販売場所 糸島市商工会
  - \*1 全加盟店舗共通券：大型加盟店舗、中小規模加盟店舗両方で使用できる商品券
  - \*2 中小加盟店舗専用券：中小規模加盟店舗のみで使用できる商品券
  - \*3 売り場等の面積：小売店舗の用に供する床面積(休憩室、便所、事務室等は除く)

### 3 商品券の使用制限

- (1) 釣銭は出ません。
- (2) 現金との引換えは出来ません。
- (3) 商品券の交換又は売買は出来ません。
- (4) 商品券の使用対象にならないものは下記のとおりです。
  - ①出資や金融商品の購入(株式、債券等)
  - ②商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入
  - ③たばこ、地域指定ごみ袋
  - ④国や地方自治体への支払い
  - ⑤債務の支払い(電気、ガス※、水道料金、振込手数料等)  
※LPG車への燃料補給は除く。
  - ⑥土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場等の不動産に係る支払い

- ⑦風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第 2 条第 5 項に規定する営業に係る支払い
  - ⑧特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - ⑨医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品含む）
  - ⑩商品券の使用期間開始前に提供された商品又はサービスに対する支払い
  - ⑪対価を得て行われる取引にあたらぬ寄附金等の支払い
  - ⑫本事業の目的（消費喚起等）にそぐわない支払い
- (5) 購入した商品券を、自らの事業所で使用することは出来ません。

#### 4 加盟店舗の登録資格

糸島市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもの。なお、加盟店舗の登録は、糸島市内の店舗、事務所等に限る。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記「3 商品券の使用制限（4）商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

#### 5 加盟店舗の責務等

- (1) 加盟店舗であることが明確になるよう、ポスター等を分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 持ち込まれた商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに糸島市商工会まで報告してください。また、商品券の表面に店舗名（事業所名）の記載があるか確認の上、お受け取りください。
- (3) 商品券額面に支払額が満たない場合は、釣銭を出さないでください。また、不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 受け取った商品券は他店で使用せず、必ず換金してください。
- (6) 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店舗の責任とします。
- (7) 福岡県暴力団排除条例及び糸島市暴力団排除条例を遵守してください。
- (8) 未使用の商品券を換金しないでください。
- (9) 購入した商品券を、自らの事業所で使用しないでください。

## 6 加盟店舗登録手続について

### (1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「加盟店舗登録申請書」に必要事項を記入し、下記の提出先へ郵送、FAXまたは持参してください。糸島市商工会ホームページの入力フォームからも登録できます。 ※登録手数料は不要

### (2) 申請書の提出先

糸島市商工会 福岡県糸島市前原北1丁目1-1 FAX：092-322-1113

※FAXの場合は、裏面もご提出ください。

### (3) 申請期間・広報

受付期間：令和7年4月7日（月）から**令和7年5月20日（火）16時まで**

※その後も随時申請を受けますが、商品券販売時に消費者へ配布する加盟店舗一覧（冊子）への掲載はできません。

※5月20日（火）16時までに申請した店舗は、商品券販売時に消費者へ配布する加盟店舗一覧（冊子）に掲載します。5月20日（火）16時を過ぎて申請した店舗は、糸島市商工会のホームページに掲載する加盟店舗一覧への追加記載のみとなります。掲載内容は月1回程度更新いたします。

### (4) 申請後の審査

申請をされた事業者は、糸島市商工会の審査を経て、加盟店舗として登録します。審査結果については、後日郵送で通知します。

### (5) その他

- ① 糸島市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等については、個別のテナントごとに申請してください。
- ③ 配布物として、ポスター・使用済商品券の換金請求書等を郵送します。

## 7 換金について

### (1) 換金方法

下記書類をご準備の上、糸島市商工会へ持参してください。持参が難しい場合は、個別にご相談ください。振込手数料は不要です。

- ① 換金請求書
- ② 台紙から切り離した使用済商品券
- ③ 加盟店舗が振込を希望する口座の通帳の表紙及び見開き1ページ目の写し

（初回換金時のみ。但し、令和6年度のプレミアム付商品券事業で換金実績があり、口座を変更しない場合は添付不要）

### (2) 換金手数料

- ・商工会員は不要
- ・非会員（大型加盟店舗）：**換金額の2%**
- ・非会員（中小加盟店舗）：**換金額の1%**

※換金受付時に会員か非会員かを判断します。商工会への加入は、加入申込書をご提出いただいたのちに、毎月開催される理事会での承諾が必要です。

※換金手数料を差し引いた金額を指定された口座へ振り込みます。

- (3) 換金期間 令和7年7月7日(月)～令和8年1月13日(火) 10時～16時  
 ※土・日・祝日・お盆休み(令和7年8月14日・15日)・年末年始(令和7年12月29日から令和8年1月4日まで)を除く。

**※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。**

- (4) 入金までの日数

下表の換金請求を受けつけた期間から、概ね5営業日後に、指定された口座に糸島市商工会から振り込みます。下表のとおり予定していますが、換金が集中した場合などは精算が遅れる場合もありますので、予めご了承ください。

受付期間	振込予定日
7月 7日(月)～ 7月15日(火)	7月23日(水)
7月16日(水)～ 7月31日(木)	8月 7日(木)
8月 1日(金)～ 8月13日(水)	8月22日(金)
8月18日(月)～ 8月29日(金)	9月 5日(金)
9月 1日(月)～ 9月12日(金)	9月22日(月)
9月16日(火)～ 9月30日(火)	10月 7日(火)
10月 1日(水)～10月15日(水)	10月22日(水)
10月16日(木)～10月31日(金)	11月10日(月)
11月 4日(火)～11月14日(金)	11月21日(金)
11月17日(月)～11月28日(金)	12月 5日(金)
12月 1日(月)～12月15日(月)	12月22日(月)
12月16日(火)～12月26日(金)	1月 9日(金)
1月 5日(月)～ 1月13日(火)	1月20日(火)

## 8 加盟店舗登録の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の登録を取り消す場合があります。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、糸島市商工会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

商品券の使用・取り扱いに疑義がある場合は、現地調査等を行う場合があります。

## 9 その他留意事項

「募集要領」に記載されていない事項については、糸島市商工会へお問い合わせください。

<申込先及び問い合わせ先>

糸島市商工会 電話 092-322-3535